

「琉球産業制度資料」の情報化

仲地 哲夫：沖縄国際大学文学部

、「琉球産業制度資料」について

(1) 仲吉朝助の果たした役割

仲吉朝助(1867~1926)は、大田朝敷(1865~1938)や謝花昇(1865~1908)と同時代の人物である。役人や実業家として過ごした時期が長かったので、伊波普猷や東恩納寛惇らほど知られてはいないが、貴重な成果を残してくれた研究者である。榎原翠邦編『沖縄県人事録』(1916年刊)には、「君は県立中学校を卒ふるや東京に遊び、東京帝国大学農科大学実科に入りて勉学し、卒業後帰県して島尻郡役所に奉職し、後沖縄県属となり更に農商務課長の職に在る事数年、明治三八年辞して沖縄県農工銀行頭取となり、茲に初めて実業界に雄飛するの端緒を作りたり。(中略)又文筆を能くし糖業論の著あり。別荘(別宅)を壺川に営むを以て壺川逸史と号し詩を能くす」(ルビ、かっこ内は筆者。以下同じ)と記されている。

西原文雄の「仲吉朝助について」によると、仲吉朝助には多数の著書・論文があるが、そのなかからよく知られているものをあげておこう。

『山山制度論』は、1900年に原稿は仕上がっていたが、発行されたのは1904年であった。1906年4月には『琉球新報』に「沖縄県土地整理前に於ける地割制度」を連載し、1907年11月には『琉球新報』や『砂糖月報』に発表した論稿と国頭農学校での講義ノートをもとめて『沖縄県糖業論』として発表している。なお、遺稿「琉球の地割制度」が『史学雑誌』に掲載されたのは、一九二八年のことであった。

西原文雄は、前記の論文のなかで「仲吉の特徴」について述べている。その第一に「農民に対する啓蒙家」としての性格をあげ、第二の特徴として、「現実を直視した人物」であったという点をあげている。すなわち、「県庁と農工銀行で培われた経済知識をフルに活用して、経済の分析にすぐれたさえをみせ、農業問題や糖業問題、金融問題や航路の問題、あるいは県の産業経済政策を厳しくチェックし、適格なる経済評論・解説をしばしば新聞・雑誌に発表し、県民の啓蒙につとめたのである」と評し、第三の特徴として、「“琉球の土地制度”の研究をはじめとして、沖縄における社会経済史の研究の礎を築いた功績はきわめて大きい」と述べている。

(2) 比嘉春潮と「琉球産業制度史料」

比嘉春潮(1883~1977)は、『沖縄文化』の第一号に「近世文書研究雑話(1)」を、同第2号に「沖縄近世文書研究雑話(2)」を発表している。「近世文書研究雑話(1)」のなかで比嘉は、次のように述べている。

私は数年前、わが文化協会の講演会で『琉球古文書学』を提唱したことがある。私は昭和の初めごろ、柳田先生から仲吉朝助編の『琉球産業制度資料』を貸していただいて、これが薩藩支配

下の沖縄の社会生活を闡明する好史料であることを発見し、この書を中心にいろいろの古文書を漁り読んで来た。戦後、崎浜秀明君がこの書の活字本を捜し出して来たので爾来十数年日曜日に読み合わせて今日に及んでいる。

なお、比嘉春潮は『琉球産業制度資料』の研究成果として、1952年10月から翌年2月にかけて、『沖縄文化』誌上に「具志頭間切御手入」と題する論文を発表し、1959年6月には『日本の民族・文化』に「地割制度」と題する論文を発表している。

(3) その他の研究成果

琉球の土地制度（地割制度）に関する研究は、1950年代以降、地道に行われてきた。その成果のほとんどは「琉球産業制度資料」を駆使して得られたものである。次にその主なものを掲げておこう。

宮里栄輝「琉球古来の土地反別法」

山本弘文「近世沖縄史の諸問題」

田港朝昭「近世末期の沖縄農村についての一考察 地方役人層の動きを中心に」

西原文雄「『土地整理』に関する一考察」

田港朝昭「近世末期の沖縄農村の構造と 変容 (1)」

梅木哲人「近世沖縄の『地割制』の問題性」

安良城盛昭「地割制度の遺構としての津堅島の短冊型耕地形態」

、「琉球産業制度資料」と『近世地方経済史料』の比較検討

(1) 編纂の経緯

「琉球産業制度資料」の序文によると、仲吉朝助は、1892（明治25）年1月から1906（明治39）年6月まで沖縄県庁に勤めていて、主として勸業事務に従い、県庁書庫内にある旧記書類を閲覧する便宜があったという。また、田舎に出張することがしばしばあったので、各間切の書類を借覧する機会も多かったようだ。「古文書を渉猟し参考になると認めた材料は、凡て之を手帖に謄写し、そのノートは20余冊に達していたが、「手帖は何の順序もなく、漫然と鉛筆でナグリ書きして、他人には判読し難い文字が多いので」、県立図書館の伊波普猷館長に依頼して、編者の監督の下に浄書させ、内容ごとに整理分類して、『琉球産業制度資料』と名付けたという。序文の日付は、1924（大正13）年4月28日になっている。

その後、『琉球産業制度資料』は、1926（大正15）年に経済事情の視察で来県した渋沢敬三の目にとまり、渋沢が仲吉の了解を得て、那覇市にそれを謄写させた。それから数年後、1932（昭和7）年に、小野武夫編『近世地方経済史料』の第9巻・第10巻として吉川弘文館から発行されたのである。

小野はその史料的价值について、解題のなかで「旧琉球藩の農政経済制度は内地の其れと或ものは等同し、或ものは差異し、今後学者の研究精査に待つもの少しとせず」と述べ、「世の琉球社会経済史に志す研究者に対して最豊富正確なる資料を供給するものなり」と推奨している。

(2) 誤記・誤植の事例

よく知られていることではあるが、『琉球産業制度資料』と『近世地方経済史料』の第九巻・第十巻を比べてみると、双方とも誤記・誤植がかなり多い。編纂の経緯を考慮すると、止むを得ない事情が

あったことはわかるけれども、近世史を解明するための基本史料であるから、できるだけ早い時期に誤記・誤植を訂正する必要がある。

何がどのように間違っているのか、本格的に検討したことはなかったが、文部省科学研究費の重点領域「沖縄の歴史情報研究」の一環として、『琉球産業制度資料』と『近世地方経済史料』の第9巻・第10巻を比較検討することになった。次の表は誤記・誤植の事例を示したものである。

表中の番号の2、7、9、10、14、20は、「琉球産業制度資料」における誤記の事例であり、1、5、8、11、12、13、15、16、18、19、21、22は、『近世地方経済史料』における誤植の事例である。また、3と6は、『近世地方経済史料』の編集者が加筆した事例であり、4、5、11、16、17、18、19、21は、独特の語彙が誤植の原因になった事例である。

なお、表中の番号4の「ル」は、起先法の「起」を示す文字であるが、れが省かれていることを示している。

番号	琉球産業制度資料	近世地方経済資料	巻	頁
1	親疎之取行故	親疎之成行故 ×	9	4
2	委曲得共意 ×	委曲得其意	9	5
3	咸豊五年卯八月	咸豊五年(安政二年) 乙卯八月	9	6
4	…三勺七オル	…三勺七才	9	18
5	惣耕作当共	惣耕当共 ×	9	31
6	未九月	未九月(天保六年乙未)	9	44
7	嫡子野里之子 ×	嫡子野里里之子	9	50
8	作職差免	作職作免 ×	9	54
9	御急ク地 ×	御恵加地	9	54
10	相仕迫 ×	相仕廻	9	55
11	ハセヲ苧	せお苧 ×	10	323
12	御代替之時	時代替之時 ×	10	337
13	諸役人之儀	諸相人之儀 ×	10	346
14	有村させ ×	有付させ	10	346
15	使者役々	使者段々 ×	10	357
16	抱護切絶	格護切絶 ×	10	363
17	干ソカシ候	干はかし候 ×	10	372
18	積重	積付 ×	10	375
19	古米船	右米船 ×	10	378
20	割たはく ×	刻たばく	10	388
21	中城御殿	中城御毆 ×	10	390
22	指宿田良浦	指宿甲浦 ×	10	399

(3) 脱落部分と判読不能箇所処理について

「琉球産業制度資料」の脱落部分([]部分)を補った事例があり、また、判読不能の箇所(の部分)を補った事例もある。

次にそれぞれの事例を一例ずつ紹介しておこう。

享保七壬寅年御国元就大御支配琉球へも御検使被差渡由候 [右に付翌年御請并年延之御訴訟被仰上候] 処、年数被召延候ては御支配之 [御支に相成由にて御検使は御免被成、寛永盛増の] 半分増高被仰付云々。

(『近世地方経済史料』10 卷三四三頁)

銀子無之訳を以漂着唐人荷物不買取候ては、決して不致落着鬱憤を差狭、帰帆之上官人方へ何歎と可讓訴儀も (難計) 自然渡唐船荷物委く被相改、大分之銀高相顕候はゞ、唐御取合不都合相成云々。

(『近世地方経済史料』10 卷三六九頁)

、「琉球産業制度資料」における琉球語彙

(1) 方言語彙の事例

	語彙	方言読み	件数	意味
1	統並	トウナミ	11	均す、均一化する
2	立子	タチンゲア	2	分家
3	すかま	シカマ	66	借銭のかわりに他家で働く者
4	おかず	ウカズイ	5	推薦書(上申書)
5	仕廻	シマイ	66	終了する、終わる
6	打込	ウチグミ	2	一緒に(働く)、共同で~する
7	入切	イリチリー	30	竹木、縄類、薪炭などの上納物
8	山工	ヤマク	32	山稼ぎ(人)、薪・資材(物)
9	大形	ウフカタ	60	粗略、いれ加減
10	親廻	ウェーデー	5	役人の巡検
11	受込	ウキクミ	8	引き受ける
12	禿入	ツプリイリ	9	疲弊する
13	差引	サシヒチ	175	指図する、指揮する
14	仕口	シクチ	13	仕事、労働
15	遣羽	チキファ	2	費用
16	合力	ゴウリキ	5	補助
17	エイ組	エイグミ	2	ゆい組、ゆいまーるの組

(2) 間違ったまゝ用いられている語彙

比嘉春潮は、「近世文書研究雑話(1)」(前掲)のなかで「近世文書のなかによく現れる完・売物・寺領・脱体は、今日では宛・穀物・寺預・総体のことである」と述べている。『近世地方経済史料』第9巻・第10巻に「売物」が18件、「寺領」が1件、「脱体」が6件ある。「完」はすべて「宛」に直されている。

(3) 別の意味で用いられている語彙(用例)

中宿 百姓が農村から首里・那覇に来て住み着くこと。士族が都市から農村に移り住むことではない。「首里那覇泊久米へ内々下人下女に罷成候者又は内縁を以中宿仕候者」(『近世地方経済史料』第10巻50頁)

[参考]

「諸間切之者首里那覇町方江致中宿候由相聞へ候」

(『琉球資料』一五四、『那覇市史』資料編第1巻11、298頁)

「和田二十郎と申者、(中略)極貧者二而当時者加治木江中宿仕居候 二付、先達而より手紙を以致帛府候様申達置候得共、云々」

(『島津斉彬文書』下巻149頁)

跡々 後々ではなく、前々、以前という意味。「御授地方致売買候儀 跡々より堅く御大禁之事候 処」(『近世地方経済史料』第9巻6頁)

往々 やがて、将来、という意味。おりおり、時々、という意味ではない。「今形にては往々飯料続兼及難儀候者も可致出来哉と、御念支之御事候 条、云々」(同9巻40頁)

故実 日当のこと。「昔の儀式・法制・服飾などの規定・古例・習慣など」(広辞苑)を意味しているのではない。「竿入之時、故実(日当のこと) 飯米、公義往還乗馬荷物夫、竿引夫は訟主」(かっこ内は東恩納寛惇)

註

- (1) 『沖縄史料編集所紀要』第四号所載、1979年3月発行。
- (2) 1906(明治39)年4月6日~同17日。
- (3) 第39編5号・6号・8号。
- (4) 沖縄文化協会発行、1961年4月。
- (5) 1961年6月発行。
- (6) 伊波普猷先生還暦記念論文集『南島論叢』所収、1937年発行。
- (7) 新里恵二編『沖縄文化論叢』所収、1957年発行。
- (8) 前掲『沖縄文化論叢』所収、1965年発行。
- (9) 『近代沖縄の歴史と民衆』所収、1970年発行。
- (10) 『沖縄歴史研究』第11号所載、1974年発行。
- (11) 『近世封建支配と民衆社会』所収、1975年発行。
- (12) 『沖縄県文化財調査報告書』第6集所載、1977発行。『新・沖縄史論』所収、1980年発行。